香取広域市町村圏事務組合火葬場建設基金条例

平成19年4月1日

条例第21号

改正 平成24年3月30日条例第7号

(設置)

第1条 香取広域市町村圏事務組合火葬場(以下「火葬場」という。)の建設に要す る資金を積み立てるため、香取広域市町村圏事務組合火葬場建設基金(以下「基 金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる金額は、香取広域市町村圏事務組合一般会計 歳入歳出予算(以下「歳入歳出予算」という。)に定める額とする。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な経費に充てる場合でなければ、処分することができない。ただし、預金保険法(昭和46年法律第34号)第49条第2項に規定する保険事故が生じた場合において、預金の保全措置として相殺を行うために組合債の償還財源に充てる場合は、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、解散前の北総西部衛生組合火葬場建設基金

条例(平成4年北総西部衛生組合条例第4号)の規定により積み立てられた現金、 債券、有価証券等は、この条例により積み立てられた基金とみなす。

附 則 (平成24年3月30日条例第7号) この条例は、平成24年4月1日から施行する。